

発電所の運転・建設および廃止措置状況の概要

(令和 8 年 3 月 31 日～7 月 30 日)

令和 8 年 7 月 30 日
福井県防災安全部
原子力安全対策課

1. 運転・建設状況の概要

[添付 - 1]

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止が 1 件あった。

(1) 計画外に原子炉を停止した発電所

- ・美浜発電所 3 号機

高圧タービン周辺からの蒸気漏れに伴う原子炉手動停止 (令和 8 年 5 月 8 日原子炉停止)

(2) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査 (平成 23 年 8 月 29 日 ～)
- ・美浜発電所 3 号機：第 29 回定期検査 (令和 8 年 6 月 16 日 ～)
- ・高浜発電所 3 号機：第 28 回定期検査 (令和 8 年 4 月 7 日 ～)

(3) 今期間に定期検査を終了した発電所

- ・大飯発電所 4 号機：第 21 回定期検査 (令和 8 年 3 月 4 日 ～ 令和 8 年 6 月 22 日)
- ・高浜発電所 2 号機：第 29 回定期検査 (令和 8 年 1 月 23 日 ～ 令和 8 年 7 月 16 日)

2. 廃止措置状況の概要

- ・敦賀発電所 1 号機

第 7 回定期事業者検査を実施中 (令和 8 年 4 月 6 日～)

- ・美浜発電所 1、2 号機

タービン建屋内等の 2 次系設備、原子炉周辺設備の解体撤去作業を実施中

- ・大飯発電所 1、2 号機

タービン建屋内等の 2 次系設備の解体撤去作業を実施中

- ・高速増殖原型炉もんじゅ

第 5 回定期事業者検査を実施 (令和 7 年 10 月 10 日～令和 8 年 4 月 24 日)
原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中
水・蒸気系等発電設備、2 次メンテナンス冷却系の解体撤去作業を実施中

- ・新型転換炉原型炉ふげん

第 6 回定期事業者検査を実施 (令和 7 年 11 月 11 日～令和 8 年 4 月 21 日)
原子炉建屋内、原子炉補助建屋内の機器等の解体撤去作業を実施中

3. 特記事項

(1) 美浜発電所の原子炉設置変更許可について

(美浜発電所の低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置の設置) (資料 3-1 p. 73、76)

関西電力は、令和 7 年 7 月 28 日、美浜発電所に設置している低レベル放射性廃棄物の処理設備について、既存の熔融設備を撤去し、代替設備として低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置(ペイラ)を設置することについて、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可申請を行った。

その後、原子力規制委員会は、令和 8 年 4 月 15 日、原子炉設置変更を許可した。

(2) 美浜発電所 3 号機の高圧タービン周辺からの蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について

県は、令和 8 年 5 月 20 日、関西電力の高島原子力事業本部長代理と面談し、5 月 8 日に美浜発電所 3 号機で発生した高圧タービン周辺からの蒸気漏れに伴う原子炉手動停止について説明を受けた。

これに対し県は、原子力規制委員会の指導のもと、徹底した原因究明と対策を講じるとともに、原子力規制委員会の了承が得られた原因と対策については、県に改めて報告するよう求めた。

県は、令和 8 年 7 月 23 日、関西電力の高島原子力事業本部長代理と面談し、原因と対策について報告を受けた。これに対し県は、長年にわたり適切な減肉管理が行われていなかったことを重く受け止めるべきであり、管理する発電所全体で再発防止策の徹底に万全を期すこと、トラブル発生時の地元地区への情報提供のあり方についても十分検証し、改善に取り組むこと等を求めた。

(3) 使用済燃料対策ロードマップについて

県は、令和 8 年 6 月 12 日、関西電力の高島原子力事業本部長代理から、使用済燃料対策ロードマップの進捗状況について、国からの指導内容と併せて報告を受けた。六ヶ所再処理工場については、6 月 8 日の審査会合で、日本原燃が全体計画の設計ルールに関するすべての項目について一通り説明を終了したこと等の説明を受けた。

その後、7 月 3 日、国は、六ヶ所再処理工場について、審査の取組みとは別に、原子力規制委員会から提案があった、廃液処理の早期開始など信頼性を高める新たな取組みを進める中で、竣工目標から遅れる可能性もあるとの認識を示した。

7 月 27 日、県は、資源エネルギー庁の山田資源エネルギー政策統括調整官と関西電力の水田原子力事業本部長から、六ヶ所再処理工場の竣工に向けた進捗管理など具体的な取組みや、竣工が遅れる可能性によるロードマップへの影響等について説明を受けた。これに対し県は、翌月の使用済燃料対策推進協議会幹事会の結果等を踏まえ、国の要請に対する事業者の対応状況等について改めて説明するよう求めた。

(4) 大飯発電所 1、2 号機の廃止措置計画変更認可申請について

(資料 3-1 p. 86)

県は、令和 8 年 4 月 20 日、関西電力から、大飯発電所 1、2 号機の廃止措置計画に関し、来年度から 2048 年度の廃止措置完了までの具体的な解体作業等の内容を反映する廃止措置計画変更認可申請の事前連絡を受けた。

これに対し県は、解体作業等にあたり作業員の被ばく防止対策や汚染防止対策などの安全管理対策を講じることや、低レベル放射性廃棄物の処分については、電力事業者間で協力し、国とも連携して対応すること等を求めた。

同日、関西電力は、原子力規制委員会に対し廃止措置計画変更認可申請を行った。

(5) もんじゅのしゃへい体等取出し作業の再開について

県は、令和 8 年 4 月 24 日、文部科学省の二村もんじゅ・ふげん廃止措置対策監と原子力機構の近東理事から、令和 7 年 11 月に破損した燃料交換装置の爪開閉モータの交換が完了し、装置が正常に動作することを確認したため、しゃへい体等取出し作業を再開するとの説明を受けた。併せて、しゃへい体等取出し作業は、令和 7 年 3 月に発生した燃料交換装置の不具合への対応等の影響も含め、終了時期が約 1 年遅れるが、第 2 段階の終了時期および廃止措置工程全体への影響はないとの説明を受けた。

これに対し県は、しゃへい体等の取出し作業がこれ以上遅れることがないよう、万全の準備を行い、安全最優先で作業を進めること、設備の警報発生時の対応手順や、万が一の際の連絡ルートなどについても、あらためて確認した上で緊張感を持って作業を再開すること等を求めた。

その後、原子力機構は、令和 8 年 4 月 28 日から 5 月 25 日にかけて、原子炉容器からしゃへい体等を取出し、炉外燃料貯蔵槽に移送する作業等を実施した。

(6) 国への要請について

(資料 3-1 p. 90、97)

知事は、令和 8 年 4 月 28 日、赤澤経済産業大臣と面談し、原子力政策の明確化と着実な実行、使用済燃料対策への主体的な対応、原子力発電所立地地域の振興・課題解決等について要望した。これに対し赤澤大臣からは、原子力の開発見通しや将来像についての議論を深めていくこと、六ヶ所再処理工場の竣工目標の実現に向け官民一体で責任を持って取り組むこと、立地地域の振興・課題解決のため、共創会議の枠組みの下、取組みを進めていくこと等の考えが示された。

知事は、同日、松本文部科学大臣と面談し、「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置作業の着実な実行、原子力発電所立地地域の振興・課題解決等について要望した。これに対し松本大臣からは、廃止措置については、安全第一に、県民の理解が得られるよう最善の努力を行うこと、今後も連携を密にしながら誠心誠意対応していくこと等の考えが示された。

(7) 県内原子力発電所の稼働実績について（令和 7 年度）

(資料 3-1 p. 47)

令和 7 年度（2025 年度）の県内原子力発電所（8 基：773.8 万 kW）における稼働実績は、発電電力量が約 484.6 億 kWh、設備利用率は 71.5%であった。このうち、稼働プラント 7 基（美浜 3 号機、大飯 3、4 号機、高浜 1～4 号機）の設備利用率は 84.1%であった。

(8) 県内原子力発電所の運転計画について（令和 8 年度）

(資料 3-1 p. 23)

令和 8 年度（2025 年度）の県内原子力発電所の設備利用率（計画値）は、約 61%である。このうち、稼働プラント 7 基（美浜 3 号機、大飯 3、4 号機、高浜 1～4 号機）の設備利用率（計画値）は、約 70%である。

4. 安全協定に基づく異常事象の報告

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は2件あった。周辺環境への放射能の影響はなかった。

(a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（2件）

件 番	発電所名	件名	国への 報告区分
①	美浜3号機 発生 (R 8. 5. 8) [資料 No. 3-1 p. 18]	高圧タービン周辺からの蒸気漏れに伴う原子炉手動停止 ・ 定格熱出力一定運転中の5月8日に、高圧タービン車室上部閉止キャップに損傷が発生し蒸気が漏れたため、原子炉を手動停止した。 ・ 調査の結果、損傷箇所周辺の内表面に流れ加速型腐食の特徴である鱗片状の模様を確認した。また、点検履歴等の調査により、第8回定期検査(S61年12月)以降、当該閉止キャップ内面に表面荒れがあることは把握されていたものの、他の箇所で確認されている減肉形状ではなかったため、減肉の進行とは捉えられず、肉厚測定や補修等を行われていないことが分かった。 ・ これらのことから、当該閉止キャップの内面において、高温高圧の蒸気による腐食が発生し減肉が進行する中、その状況を適切に把握できなかったことにより、損傷に至ったと推定した。 ・ 対策として、耐腐食性を向上させた閉止キャップに交換するとともに、目視点検の記録を画像により保存するなど、減肉状態を把握・判断できるようにする。また、目視点検の着眼点などを整理したガイドラインを制定し教育(事例研修)を実施する。	法律
②	美浜3号機 発生 (R 8. 7. 21) 終結 (R 8. 7. 29) [添付—2]	タービン建屋での協力会社作業員の負傷 ・ 第29回定期検査中の7月21日に、タービン建屋（非管理区域）で足場組立作業に従事していた作業員が、高さ約3mの配管上から落下し負傷した。 ・ 原因は、当該作業員が、2つのフックがあるハーネスを使用していたところ、移動の際にフックの先掛けを行わず、既に掛けていたフックを外したため、バランスを崩し落下したものと推定した。 ・ 対策として、高所作業時はハーネスのフックを必ず先掛けするよう周知し、また、移動時のフックの掛け替え頻度を減らすため、移動範囲を考慮した位置に固定用ロープを設置することとした。	—

《添付資料》

1. 原子力発電所の運転および廃止措置状況 (p. 添付 1-1)
2. 美浜発電所3号機 タービン建屋での協力会社作業員の負傷について (p. 添付 2-1)

原子力発電所の運転および廃止措置状況

原子力安全対策課
令和8年7月30日現在

1. 運転中のプラント（設備容量 8基 計 773.8万kW）

項 目 発電所名		現 状	利用率・稼働率（％）		発電電力量（億 kWh）	
			令和 8 年度	運開後累計	令和 8 年度	運開後累計
日本原子力発電(株) 敦 賀 発 電 所	2号機	定期検査中 (H23. 8. 29～未定)	0. 0	4 8. 0	0. 0	1, 9 2 2. 9
			0. 0	4 8. 1		
関 西 電 力 (株) 美 浜 発 電 所	3号機	定期検査中 (R8. 6. 16～ R8. 10 中旬予定※)	4 2. 9	5 6. 8	7. 7	2, 0 3 8. 1
			4 0. 9	5 7. 0		
関 西 電 力 (株) 大 飯 発 電 所	3号機	運転中 (起動：R7. 8. 14、並列：R7. 8. 16 営業運転再開：R7. 9. 10)	1 0 3. 3	6 8. 0	2 6. 6	2, 4 2 9. 9
			1 0 0. 0	6 7. 5		
	4号機	運転中 (起動：R8. 5. 26、並列：R8. 5. 28 営業運転再開：R8. 6. 22)	3 5. 9	7 1. 8	9. 2	2, 4 7 9. 7
			3 6. 6	7 1. 0		
関 西 電 力 (株) 高 浜 発 電 所	1号機	運転中 (起動：R7. 11. 30、並列：R7. 12. 2 営業運転再開：R7. 12. 26)	1 0 5. 6	5 4. 1	1 9. 0	2, 0 2 0. 5
			1 0 0. 0	5 4. 3		
	2号機	運転中 (起動：R8. 6. 19、並列：R8. 6. 21 営業運転再開：R8. 7. 16)	9. 1	5 4. 0	1. 6	1, 9 7 7. 9
			1 0. 2	5 4. 2		
	3号機	定期検査中 (R8. 4. 7～ R8. 12 上旬予定)	7. 4	7 1. 2	1. 4	2, 2 4 9. 8
			7. 1	6 9. 9		
	4号機	運転中 (起動：R7. 10. 16、並列：R7. 10. 19 営業運転再開：R7. 11. 13)	1 0 6. 1	7 1. 0	2 0. 1	2, 2 2 4. 8
			1 0 0. 0	6 9. 8		
合 計			5 0. 8	6 1. 2	8 5. 8	1 7, 3 4 4. 0
			4 9. 3	6 0. 7		

※高圧タービン周辺からの蒸気漏れの対策実施状況等を踏まえ、定期検査の期間を精査中。

(注) 利用率・稼働率・電力量は令和8年6月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て

(上段) 設備利用率＝ $\frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$ (下段) 時間稼働率＝ $\frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$

2. 各発電所の特記事項（令和8年3月31日～7月30日）

（1）運転中のプラント

発電所名	状況
大飯3号機	運転中（R7. 9.10 ～ ） ・原子炉起動（R7. 8.14 21:00）、並列（R7. 8.16 17:00）、営業運転開始（R7. 9.10 15:00） ・次回定期検査の予定（R8.10 上旬）
大飯4号機	運転中（R8. 6.22 ～ ） ・原子炉起動（R8. 5.26 21:00）、並列（R8. 5.28 17:00）、営業運転開始（R8. 6.22 16:00） ・次回定期検査の予定（R9. 6 中旬）
高浜1号機	運転中（R7.12.26 ～ ） ・原子炉起動（R7.11.30 13:00）、並列（R7.12. 2 17:00）、営業運転開始（R7.12.26 15:30） ・次回定期検査の予定（R8.12 中旬）
高浜2号機	運転中（R8. 7.16 ～ ） ・原子炉起動（R8. 6.19 13:30）、並列（R8. 6.21 17:00）、営業運転開始（R8. 7.16 16:00） ・次回定期検査の予定（R9. 8 中旬）
高浜4号機	運転中（R7.11.13 ～ ） ・原子炉起動（R7.10.16 20:00）、並列（R7.10.19 17:00）、営業運転開始（R7.11.13 17:10） ・次回定期検査の予定（R8.11 中旬）

（2）定期検査中のプラント

（再稼働プラント）

発電所名	状況
美浜3号機	第29回定期検査中（R8. 6.16 ～ R8.10 中旬※） ・発電停止（R8. 5. 8 4:24）、原子炉停止（R8. 5. 8 4:24） ※ 高圧タービン周辺からの蒸気漏れの対策実施状況等を踏まえ、定期検査の期間を精査中。
高浜3号機	第28回定期検査中（R8. 4. 7 ～ R8.12 上旬） ・発電停止（R8. 4. 7 11:00）、原子炉停止（R8. 4. 7 13:30）

（長期停止中のプラント）

発電所名	状況
敦賀2号機	第18回定期検査中（H23. 8.29 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 7 17:00）、原子炉停止（H23. 5. 7 20:00）※ ※ 運転中の平成23年5月2日に1次冷却材中の放射能濃度が上昇し、その後監視強化をする中で燃料からの漏えいの疑いがあることから、5月7日に原子炉を停止 安全性向上対策工事（完了時期未定） （新規制基準への対応） 日本原子力発電㈱は、平成27年11月5日に原子力規制委員会に対して、新規制基準適合性に係る原子炉設置変更許可申請を行ったが、同委員会は、令和6年11月13日に「基準に適合していると認められない」として、許可しないことを決定した。 日本原子力発電㈱は、再申請に向けて必要な追加調査を実施している。（R7. 9.16 ～）

(3) 廃止措置中のプラント

発電所名	状況
ふげん	廃止措置中（H20. 2. 12 ～ ） ・ 原子炉建屋内機器等の解体撤去作業中（R4. 12. 26 ～ ） ・ 原子炉補助建屋内機器等の解体撤去作業中（R6. 8. 26 ～ ） 第6回定期事業者検査（R7. 11. 11 ～ R8. 4. 21）
もんじゅ	廃止措置中（H30. 3. 28 ～ ） ・ 原子炉および炉外燃料貯蔵槽内のしゃへい体等の取出し作業を実施中（R5. 6. 2 ～ ） ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去中（R5. 7. 3 ～ ） ・ 2次メンテナンス冷却系の解体撤去中（R7. 4. 14 ～ ） 第5回定期事業者検査（R7. 10. 10 ～ R8. 4. 24）
敦賀1号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～ ） 第7回定期事業者検査中（R8. 4. 6 ～ 未定※） ※ 廃棄物処理建物換気系の排風機1台（全2台）の点検・補修に必要な部品の調達、および非常用蓄電池1台（全2台）の検査に必要な設備の交換に時間を要するため
美浜1号機 美浜2号機	廃止措置中（H29. 4. 19 ～ ） ・ 2次系設備の解体撤去作業中（1号機 H30. 4. 2 ～ 、2号機 H30. 3. 12 ～ ） ・ 原子炉周辺設備の解体撤去作業中（R4. 10. 24 ～ ）
大飯1号機 大飯2号機	廃止措置中（R1. 12. 11 ～ ） ・ 2次系設備の解体撤去作業中（R2. 4. 1 ～ ）

3. 原子力規制委員会への申請状況（令和8年7月30日時点）

(1) 新規規制基準適合性に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
敦賀2号機	保安規定変更認可	H27. 11. 5	-	-

(2) 高経年化制度に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
美浜3号機	長期施設管理計画認可（50年目）	R7. 12. 24	-	-

(3) 原子炉設置変更許可に係る申請を実施中のプラント

発電所名	申請	申請日	補正書提出日	許認可日
大飯3、4号機	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置	R6. 7. 12	R7. 6. 13	-
高浜1～4号機	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置（第二期）	R7. 6. 13	R8. 5. 29	-
美浜3号機	低レベル放射性廃棄物圧縮処理装置の設置	R7. 7. 28	R8. 2. 25	R8. 4. 15
大飯3、4号機	使用済樹脂処理設備の設置	R8. 1. 9	-	-
高浜3、4号機	高燃焼度燃料の使用計画	R8. 1. 9	-	-

4. 燃料輸送実績（令和8年3月31日～7月30日）

＜新燃料輸送＞

発電所名	概 要
高 浜 4 号 機	新燃料集合体 40 体を米国フラマトム社から受入れ（5月13日）
大 飯 3 号 機	新燃料集合体 24 体を原子燃料工業株式会社より受入れ（6月2日）
大 飯 3 号 機	新燃料集合体 28 体を三菱原子燃料株式会社より受入れ（6月11日）
高 浜 1 号 機	新燃料集合体 20 体を三菱原子燃料株式会社より受入れ（7月2日）
高 浜 1 号 機	新燃料集合体 16 体を三菱原子燃料株式会社より受入れ（7月8日）
高 浜 4 号 機	新燃料集合体 16 体を米国フラマトム社より受入れ（7月18日）

＜使用済燃料輸送＞

なし

5. 低レベル放射性廃棄物輸送実績（令和8年3月31日～7月30日）

なし

新規制基準適合審査等に係る許認可の実績

1. 新規制基準適合性に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 5. 31, H28. 6. 23	H28. 10. 5
		工事計画認可	H27. 11. 26	H28. 2. 29, H28. 5. 31, H28. 8. 26, H28. 10. 7	H28. 10. 26
		保安規定変更認可	H27. 3. 17	R 1. 7. 31	R 2. 2. 27
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H28. 5. 18, H28. 11. 18, H29. 2. 3, H29. 4. 24	H29. 5. 24
		工事計画認可	H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※1}	H28. 12. 1, H29. 4. 26, H29. 6. 26, H29. 7. 18, H29. 8. 15	H29. 8. 25
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H28. 12. 1, H29. 8. 25	H29. 9. 1
高浜	1、2号機	原子炉設置変更許可	H27. 3. 17	H28. 1. 22, H28. 2. 10, H28. 4. 12	H28. 4. 20
		工事計画認可	H27. 7. 3	H27. 11. 16, H28. 1. 22, H28. 2. 29, H28. 4. 27, H28. 5. 27	H28. 6. 10
		保安規定変更認可	R 1. 7. 31	－	R 3. 2. 15
	3、4号機	原子炉設置変更許可	H25. 7. 8	H26. 10. 31, H26. 12. 1, H27. 1. 28	H27. 2. 12
		工事計画認可	3号機 H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 7. 16, H27. 7. 28	H27. 8. 4
			4号機 H25. 7. 8 H25. 8. 5 ^{※2}	H27. 2. 2, H27. 4. 15, H27. 9. 29	H27. 10. 9
		保安規定変更認可	H25. 7. 8	H27. 6. 19, H27. 9. 29	H27. 10. 9
	1～4号機	原子炉設置変更許可 ^{※3}	R 1. 9. 26	R 2. 8. 20	R 2. 12. 2
		工事計画認可 ^{※3}	R 2. 10. 16	－	R 3. 2. 8

※1 H28. 12. 1の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※2 H27. 2. 2の補正書にH25. 8. 5の申請内容を含めたため、H25. 8. 5の申請を取り下げた。

※3 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係るもの。

特定重大事故等対処施設の設置^{※1}に係る申請

発電所		申請	申請日	補正書提出日	許認可日	運用開始日
美浜	3号機	原子炉設置変更許可	H30. 4. 20	R 2. 4. 1, R 2. 5. 22	R 2. 7. 8	R 4. 7. 28
		工事計画認可	R 2. 7. 10	R 3. 3. 24, R 3. 3. 31	R 3. 4. 6	
		保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24, R 4. 3. 24	R 4. 3. 25	
大飯	3、4号機	原子炉設置変更許可	H31. 3. 8	R 1. 12. 26, R 2. 2. 5	R 2. 2. 26	3号機
		工事計画認可 ^{※2}	R 2. 3. 6	R 2. 4. 14, R 2. 12. 14	R 2. 12. 22	R 4. 12. 8
			R 2. 8. 26	R 3. 4. 30, R 3. 8. 13	R 3. 8. 24	4号機
高浜	1、2号機	保安規定変更認可	R 3. 9. 17	R 4. 2. 24	R 4. 3. 24	R 4. 8. 10
		原子炉設置変更許可	H28. 12. 22	H29. 4. 26, H29. 12. 15	H30. 3. 7	1号機 R 5. 7. 14 2号機 R 5. 8. 31
		工事計画認可 ^{※2}	H30. 3. 8	H30. 10. 5, H31. 2. 19, H31. 3. 20, H31. 4. 9, H31. 4. 19	H31. 4. 25	
			H30. 11. 16	R 1. 5. 31, R 1. 8. 2, R 1. 8. 21	R 1. 9. 13	
			H31. 3. 15	R 1. 8. 2, R 1. 9. 27	R 1. 10. 24	
			R 1. 5. 31	R 1. 12. 25, R 2. 2. 13	R 2. 2. 20	
	3、4号機	保安規定変更認可	R 4. 5. 23	R 4. 12. 2	R 5. 1. 13	3号機 R 2. 12. 11 4号機 R 3. 3. 25
		原子炉設置変更許可	H26. 12. 25	H28. 6. 3, H28. 7. 12	H28. 9. 21	
		工事計画認可	H29. 4. 26	H30. 12. 21, H31. 4. 26, R 1. 7. 17, R 1. 7. 30	R 1. 8. 7	
		保安規定変更認可	R 2. 4. 17	R 2. 9. 8, R 2. 9. 17, R 2. 9. 28	R 2. 10. 7	

※1 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設。

本体施設の工事計画認可から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。

※2 複数回に分割して申請。

2. 高経年化制度に係る申請

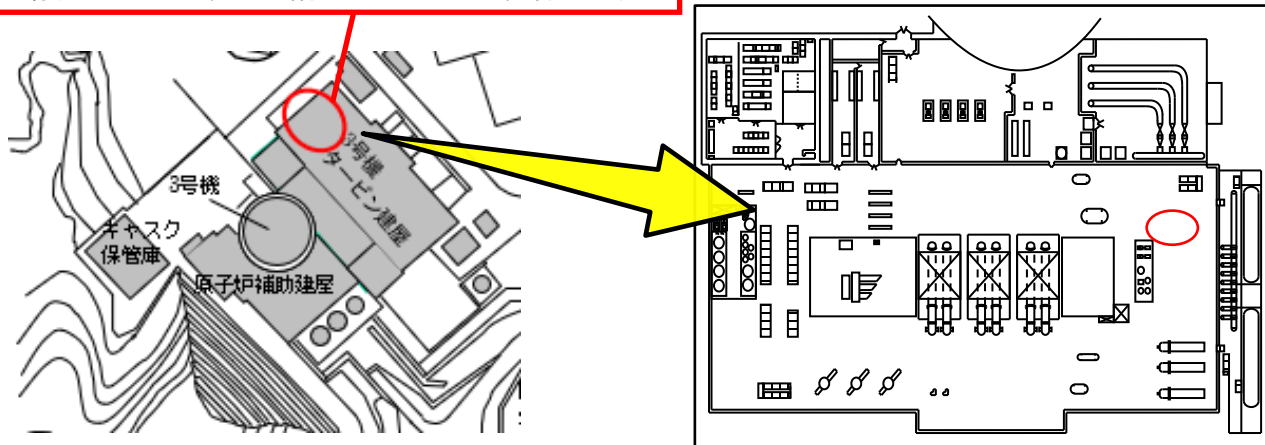
発電所		申請	申請日	補正書提出日	認可日
美浜	3号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 10. 15	R 7. 3. 21	R 7. 3. 27
大飯	3、4号機	長期施設管理計画認可（30年目）	R 5. 12. 21	R 6. 5. 31	R 6. 6. 26
高浜	1号機	長期施設管理計画認可（50年目）	R 6. 10. 24	R 7. 3. 21	R 7. 3. 27
	2号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 7. 19	R 6. 12. 6	R 6. 12. 16
		長期施設管理計画変更認可（40年目）	R 7. 4. 21	R 7. 5. 14	R 7. 5. 20
		長期施設管理計画認可（50年目）	R 6. 12. 25	R 7. 2. 12, R 7. 10. 20	R 7. 11. 4
	3、4号機	長期施設管理計画認可（40年目）	R 6. 8. 20	R 7. 1. 9	R 7. 1. 17

件番	②			
発電所名	美浜発電所 3 号機			
発生事象名	タービン建屋での協力会社作業員の負傷			
発生年月日	令和 8 年 7 月 22 日（異常事象に該当すると判断した日）			
終結年月日	令和 8 年 7 月 29 日（対策が完了した日）			
発生時プラント状況	定期検査中			
系統設備名	—			
国への報告区分	—			
尺度区分	基準 1	基準 2	基準 3	評価レベル
	—	—	—	—
事象概要	美浜発電所 3 号機（第 29 回定期検査中）において、7 月 21 日 10 時 50 分頃、タービン建屋（非管理区域）で 2 次系配管経年変化調査付帯工事の足場組立作業に従事していた作業員が、高さ約 3 m の既設配管上からバランスを崩して落下し、負傷した。 診察の結果、約 3 か月の加療を要すると診断された。 作業状況を確認した結果、当該作業員を含む 5 名が仮設足場の組立作業を実施していた。その作業中、当該作業員は、2 つのフックがあるハーネス*を使用していたが、移動の際に、フックの先掛けを行わず、既に掛けていたフックを外したため、一時的にいずれのフックも掛かっていない状態となった。その状態で、移動経路上の配管等を避けようとした際にバランスを崩して落下した。 また、現場の状態を確認した結果、フックを掛ける固定用ロープが作業エリアの片側にあり、ロープから離れた箇所での作業も伴うことから、移動の際にフックの掛け替えが生じる作業環境であった。 ※ フックをつなぐロープが 2 本あり、2 つのフックを交互に掛け替えることで、移動中もいずれか一方のフックが常に固定された状態を維持できる。			
原因	当該作業員は、2 つのフックがあるハーネスを使用していたが、常にいずれか一方のフックを固定用ロープなどに掛けた状態とすべきところ、一時的に両方のフックを外した状態で移動し、バランスを崩したことで落下したものと推定した。			
対策	・高所作業時は、ハーネスのフックを必ず先掛けするよう周知する。 ・落下災害の体感研修を定期的実施し、落下の危険性に対する意識を高める。 ・移動時のフックの掛け替え頻度を減らすため、移動範囲を考慮した位置に固定用ロープを設置する。			

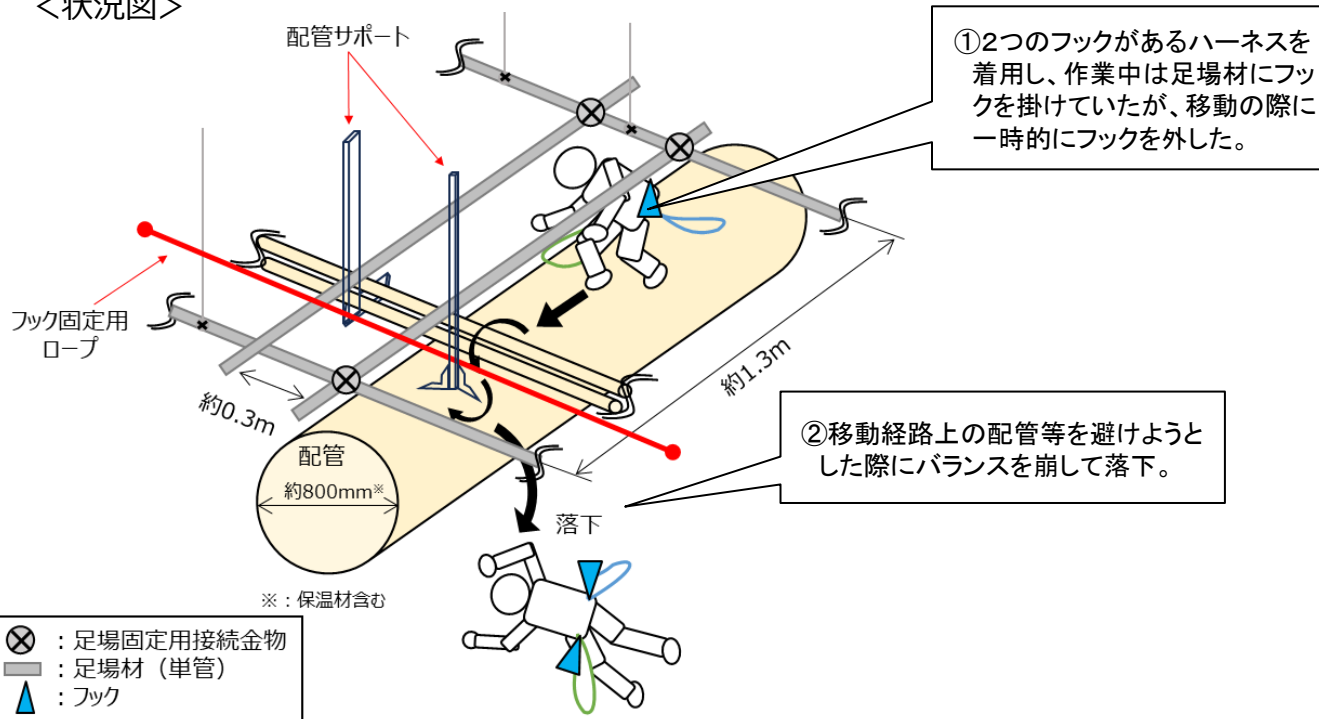
現場状況図

<発電所配置図>

発生場所：タービン建屋2階 EL 10.1m（非管理区域）



<状況図>



推定原因

当該作業員は、2つのフックがあるハーネスを使用していたが、常にいずれか一方のフックを固定用ロープなどに掛けた状態とすべきところ、一時的に両方のフックを外した状態で移動し、バランスを崩したことで落下した。

対策

- 高所作業時は、ハーネスのフックを必ず先掛けするよう周知する。
- 落下災害の体感研修を定期的実施し、落下の危険性に対する意識を高める。
- 移動時のフックの掛け替え頻度を減らすため、移動範囲を考慮した位置に固定用ロープを設置する。